

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公 告する。

令和 8 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）工事の名称及び数量

鳥取放牧場風力発電所風車撤去工事 一式

（2）工事の仕様

入札説明書による。

（3）工事の期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

（4）入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた 契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及 び地方消費税の額を含め記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）建設業法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可のうち、機械器具設置工事業又は解体工事業を受けていること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格 者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であ ること。

（4）1 基当たりの出力 1,000kW 以上の風車及びタワーの設置工事又は撤去工事を元請として施工した実績があること。

ア 平成 22 年度以降に引渡しの完了しているものに限る。

イ 共同企業体による実績については、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。

ウ 発注者による公共工事、民間発注工事の別を問わない。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

（1）入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443 ファクシミリ 0857-26-8193 電子メール kigyou@pref.tottori.lg.jp

（2）工事の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局工務課

電話 0857-26-7448 ファクシミリ 0857-26-8193

（3）入札説明書等の交付方法

令和 8 年 2 月 20 日（金）から同年 3 月 5 日（木）までの間にインターネットの企業局ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月20日(金)から同年3月5日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) 同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月26日(木)午後1時30分 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(水)午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室(鳥取県庁第二庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月5日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加資格確認を受けた法人等は、入札保証金について、入札金額の100分の5以上の金額を指定する日までに納付すること。なお、振込先の口座情報は、入札参加資格があると認められた者に対し、別途通知する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額(入札保証金を契約保証金の一部に振替後の不足額)を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条第5項の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した工事を履行できると判断した入札者であって、財務規程 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもつて入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。